

# 冬こそお出かけ！ 秋田の冬旅商品造成支援事業助成金

県内の旅行事業者に対して、冬季における県内旅行商品の造成及び販売を支援します。

## 《助成金の交付対象》

次の要件を満たす旅行商品を造成・催行する県内の旅行事業者

## 《助成金の交付要件》

次のすべての要件を満たす商品であり、本事業の趣旨に適したものと一般社団法人秋田県観光連盟会長が認めたもの。

- (1) 県内発着の商品であること。
- (2) 県内事業者所有の貸切バス又はジャンボタクシーもしくは鉄道を利用する商品であること。
- (3) 商品催行時は、日本旅行業協会・全国旅行業協会が策定した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」や「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に感染症防止対策に努めること。

## 《助成金の交付額》

交通助成 (上限 800,000円)	①貸切バス・ジャンボタクシー	1台あたりの代金の10/10 (上限50,000円)
	②鉄道	貸切車両料金または 鉄道運賃・料金の10/10 (上限30,000円)
	③ ①・②の併用	①+②を助成 ただし、①の助成金額の上限を 1台あたり75,000円に引き上げる

## 《助成の期間》

令和4年12月1日～令和5年2月28日に実施される商品

※ただし、助成金の交付額が予算額に達した場合は、その時点で終了します。

## 《申請方法》

商品催行前に様式第1号(冬こそお出かけ！秋田の冬旅商品造成支援事業申請書)に次に掲げる書類を添えて、ツアー出発の7日前までに下記アドレスにメールで提出してください。

- (1) 様式第1号-1(ツアー情報)
- (2) ツアー日程表(任意様式)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

## 《申請先・問合せ》

一般社団法人秋田県観光連盟 TEL:018-860-2267

E-mail: renmei2@akita-kanko.com